

胚・精子凍結期間延長手続きについて

2024年1月～

- ・胚・精子の凍結期間は1年毎に更新が必要です。
凍結を延長したい場合、凍結保存期限前に来年度の延長料金をお支払いください。
- ・入金方法は、クリニック窓口での支払い、または郵便局での振り込みです。
- ・郵便局に置いてある払込取扱票（青）を利用しお振り込みください。（下記の見本をご参照ください）
- ・通院中の方は、保険でお支払いできる可能性があるため、入金前にご相談ください。
- ・入金をもって凍結延長にご夫婦ともご同意頂いたと判断し、1ヶ月以内に「手続き完了のお知らせ」を郵送致します。
- ・入金後1ヶ月以上たっても「手続き完了のお知らせ」が届かない場合は、お手数ですがいしかわクリニックへお問い合わせください。
- ・凍結保存期限までに入金が無かった場合は、延長希望がないと判断し、胚・精子は廃棄させていただきます。
- ・凍結保存期限は、凍結した日の1年後の月末です。（例：2023年11月15日凍結→2024年11月30日期限）
- ・凍結保存期限については、当院からはご連絡致しませんので、ご自身で管理をお願い致します。

※ 払込取扱票 記入例

口座番号 : 00910-4-203744

加入者名 : 医療法人 いしかわクリニック

金額 : 38500 円

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号	口座番号(右詰めで記入)	金額	千 百 十 円
00910-4	203744	38500	
加入者	医療法人 いしかわクリニック	金額	十 百 十 円
		38500	
通信欄	① ID ② 胚 or 精子 ③ 住所 ④ 氏名 ⑤ 電話番号	おなまえ	④ 氏名
おところ		ご依頼人	様
おなまえ		料金	円
		備考	

ご自身の情報を記入してください

- (通信欄) ① ID ② 胚 or 精子 (どちらの凍結延長かご記入ください)
(おところ) ③ 住所
(おなまえ) ④ 氏名 ⑤ 電話番号